

平成十九年十一月十六日受領
答弁第一九五号

内閣衆質一六八第一九五号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねのあった事項については、先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一五八号）一から三までについて述べたとおりである。当初、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言についてのお尋ねがあったことから、このことについて大臣官房において確認し、その旨を明確にお答えしており、外務省として、質問主意書の質問に対して誠意をもって答弁している。

三について

外務省職員が公務出張時に航空機を利用する際の航空賃は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に従い国が支給している。

四について

先の答弁書（平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一三二号）五について述べたとおり、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。また、先の答弁書（平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第九七号）七について述べたとお

り、出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用しているということではなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていない。なお、国家公務員等の旅費に関する法律では、マイレージの取得又は利用を禁止していない。